

平成九年政令第三百四十六号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）

第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条の三第二項に規定する交付金
二 社会資本整備総合交付金
（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項

（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限り）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

（第二種事業）

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、

別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合にお

いて、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条 法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

第十四条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十五条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十六条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

（法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十七条 第十三条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

（法第二十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十九条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

(施行期日)
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成十二年九月二十九日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月三日政令第三八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年二月二七日政令第四三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三一三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成十二年一月一八日政令第四五七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十月二十日)から施行する。

附則 (平成十五年七月二四日政令第三二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年七月二四日政令第三二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年九月二五日政令第四三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条

までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年一月一日政令第四四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則 (平成十五年二月五日政令第四八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三号及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年三月一九日政令第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則 (平成十六年五月二六日政令第一八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、機械の成立の時から施行する。この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成十七年一月二二日政令第三三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行する。

附則 (平成十七年二月二二日政令第三七五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十七年十二月二十二日)から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第一三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下この条において「第一種事業」という。)又は同法第二条第三項に規定する第二種事業(以下この条において「第二種事業」という。)となる事業であつて、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。)については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

附則 (平成二二年二月二二日政令第二四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二三年七月二九日政令第二四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年八月二日)から施行する。

附則 (平成二三年一月一四日政令第三一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二三年一月一六日政令第三四〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年一月二八日政令第三六四号) 抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附則 (平成二四年九月二六日政令第二五二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年一月二四日政令第二六五号) 抄

1 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年五月一六日政令第一八四号) 抄

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年五月十九日)から施行する。

附則 (平成二六年一月一六日政令第三三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年二月二四日政令第四四一号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年二月一七日政令第四三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第三十六条及び第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年九月三〇日政令第三二二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年三月二五日政令第六一号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。附則(令和元年七月五日政令第五三三号)この政令は、令和二年四月一日から施行する。別表第一(第一条、第三条、第七条関係)

<p>十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>	<p>十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下単に「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>
---	---

<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六条第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>	<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六條第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>
--	--

<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六條第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>	<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六條第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>
--	--

<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六條第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>	<p>第一種ダム第二種ダム新築事業であつた第六條第一項、第十條（昭和三十二年法事業又は水道項、第二律第七十七号）用水供給事業十六條又第三條第二項の経営し、又は第三十條水道事業（以下は経営しよう第一項単に「水道事業」とする者が行うもの）又は同項の</p>
--	--

<p>構造を有する鉄が七・五キロ 道並びに新幹線メートル以上 鐵道及び新幹線十キロメートル 鐵道規格新線を未滿である 除く。以下「普通鐵道を設ける 通鐵道」といものに限る。 の建設（全 國新幹線鐵道整 備法附則第六項 第二号の新幹線 鐵道直通線の建 設を除く。）の事 業（長さが十キ ロメートル以上 である鐵道を設 けるものに限 る。）</p>	<p>普通鐵道に普通鐵道に係鐵道事業 係の鐵道施設の鐵道施設の法第十二 改良の事業（改良に係る又は同條 長さが十キロメートル以上の長さ メートル以上用する同 十キロメートル法第九 ル未滿である第一項 ものに限る。）</p>	<p>ト 軌道法（大新設軌道の建軌道法第 正十年法律第七設の事業（長五第一 十六号）による七・五キロ又は第一 新設軌道（普通メートル以三十三 鐵道の構造と同十キロメートル（軌道法 様の構造を有すトル未滿であ施行令 るものに限る。軌道を設ける昭和二 以下単に「新設るものに限十八年政 軌道」という。）る。） の建設の事業 （長さが十キロ メートル以上で ある軌道を設け るものに限る。）</p>
--	---	--

<p>ものを除く。）長さが七・五六第一 又は地下移設、キロメートル項に係 高架移設その他以上十キロ場合に限 の移設（輕微なメートル未滿る。） 移設を除く。）にであるものに 限る。この項の限る。） チの第三欄にお いて「線路の改 良」という。）の 事業（改良に係 る部分の長さが 十キロメートル 以上であるもの に限る。）</p>	<p>四 法イ 飛行場及び飛行場及びそ事業主体 第二條の施設の設置の施設が国以外 第一号二百五メートルが千八百七十の場合 ニに掲る以上である滑五メートルにつき、航 業の種の（限る。）</p>	<p>口 滑走路の新滑走路の新設事業主体 設を伴う飛行場を伴う飛行場が国以外 及びその施設の及びその施設の場合に 変更の事業（新の變更の事業る場合に 設する滑走路の（新設する滑つき、航 長さが二千五百走路の長さが空法第四 メートル以上で千八百七十五三條第 あるものに限る） 二千五百メー トル未滿であ るものに限る ものとし、こ の項の口の第 二欄に掲げる 要件に該当す るものを除 く。）</p>
--	---	---

<p>ハ 滑走路の延滑走路の延長 長を伴う飛行場を伴う飛行場 及びその施設及びその施設 變更の事業（延の變更の事業 長後の滑走路の（延長後の滑 長さが二千五百走路の長さが メートル以上で千八百七十五 あり、かつ、滑メートル以上 走路を五百メートル、か トル以上延長すつ、滑走路を るものに限る。）三百七十五 メートル以上 延長するもの に限るものと し、この項の 掲げる要件に 該当するもの を除く。）</p>	<p>五 法イ 出力が三万出力が二万二 キロワット以上千五百キロ ワットの電力発電ワット以上三 七條第四十 第 二 項 の 事 業 （ 当 該 水 未 滿 である水 力発電所の設備力発電所の設 置の工事）又は第二項 にダム又は堰が置の工事の一 項に 含まれる場合に業（この項の おいて、当該ダムの第二欄に ムの新築又は当掲げる要件に 該堰の新築若し該当しないも くは改築を行おのに限るもの うとする者（そとし、当該水 の者が二以上で力発電所の設 ある場合において、備にダム又は て、これらの者堰が含まれる のうちから代表場合において する者を定めたて、当該ダム ときは、その代の新築又は当 表する者）が当該堰の新築若 該水力発電所をししくは改築を その事業の用に行おうとする 供する発電事業者（その者が 者でないときは、二以上である 当該ダムの新築場合において 又は当該堰の新設、これらの 築若しくは改築者のうちから 代表する者を</p>	<p>ホ 第一條の事 業（当該水未滿である水 力発電所の設備力発電所の設 置の工事）又は第二項 にダム又は堰が置の工事の一 項に 含まれる場合に業（この項の おいて、当該ダムの第二欄に ムの新築又は当掲げる要件に 該堰の新築若し該当しないも くは改築を行おのに限るもの うとする者（そとし、当該水 の者が二以上で力発電所の設 ある場合において、備にダム又は て、これらの者堰が含まれる のうちから代表場合において する者を定めたて、当該ダム ときは、その代の新築又は当 表する者）が当該堰の新築若 該水力発電所をししくは改築を その事業の用に行おうとする 供する発電事業者（その者が 者でないときは、二以上である 当該ダムの新築場合において 又は当該堰の新設、これらの 築若しくは改築者のうちから 代表する者を</p>
---	---	---

<p>である部分を除定めたとき は、その代表 する者）が当 該水力発電所 をその事業の 用に供する発 電事業者でな いときは、当 該ダムの新築 又は当該堰の 新築若しくは 改築である部 分を除く。）</p>	<p>ロ 出力が二万 二千五百キロワ ット以上三万キ ロワット未滿で ある水力発電所 の設置の工事の 事業（当該水力 発電所の設置の 工事が大規模ダ ム新築又は大規 模堰新築若しく は大規模堰改築 （以下「大規模ダ ム新築等」とい う。）を伴い、か つ、大規模ダム 新築等を行おう とする者（その 者が二以上であ る場合において、 これらの者のう ちから代表する 者を定めたとき は、その代表す る者）が当該水 力発電所をその 事業の用に供す る発電事業者で あるものに限 る。）</p>	<p>ハ 出力が三万出力が二万二 キロワット以上千五百キロ ワット以上三 七條第四十 第 二 項 の 事 業 （ 当 該 水 未 滿 である水 力発電所の設備力発電所の設 置の工事）又は第二項 にダム又は堰が置の工事の一 項に 含まれる場合に業（この項の おいて、当該ダムの第二欄に ムの新築又は当掲げる要件に 該堰の新築若し該当しないも くは改築を行おのに限るもの うとする者（そとし、当該水 の者が二以上で力発電所の設 ある場合において、備にダム又は て、これらの者堰が含まれる のうちから代表場合において する者を定めたて、当該ダム ときは、その代の新築又は当 表する者）が当該堰の新築若 該水力発電所をししくは改築を その事業の用に行おうとする 供する発電事業者（その者が 者でないときは、二以上である 当該ダムの新築場合において 又は当該堰の新設、これらの 築若しくは改築者のうちから 代表する者を</p>
---	--	--

出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満で	<p>の新設を伴う水万キロワット力発電所の変更未満である発電の工事の事業電設備の新設(当該水力発電所を伴う水力発電の変更の工事が電所の変更のダムの新築又は工事の事業電設備の新築若しくはこの項の二は改築を伴う場の第二欄に掲合において、当げる要件に該該ダムの新築又当しないものは当該電設備の新築に限るものと若しくは改築をし、当該水力行おうとする者発電所の変更(その者が二以上の工事がダムである場合における新築又は堰いて、これらのの新築若しくは者のうちから代は改築を伴う表する者を定め場合においてたときは、そので、当該ダム代表する者)がの新築又は当該水力発電所該堰の新築若をその事業の用しくは改築をに供する発電事行おうとする業者でないとき者(その者がは、当該ダムの二以上である新築又は当該堰場合における新築若しくはは、これらの改築である部分者のうちからを除外する者を除く。)</p>
----------------------------	--

出力が一万出力が七千五百キロワット以上	<p>ある発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行おうとする者(その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるものに限る。)</p>
---------------------	--

出力が四万出力が三万キロワット以上	<p>である火力発電以上一キロワット未満である(地熱を利用するものに限る)の設置の工事の事業</p>
-------------------	--

<p>第六十二条イ 廃棄物の処分方法及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第百三十七号第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の面積が三十ヘクタール以上であるものに限る。</p>	<p>カ 出力が一万出力が七千五百キロワット以上百キロワットである発電設備以上一キロワット未満である新設を伴う風力発電所の工事の事業</p>
---	--

五 別表第一の二の項のタ湖沼開発区域に該当する対象事業	固定堰又は可動堰の別	湖沼水位調節施設の新設に湖沼開発区域に該当する対象事業	湖沼開発区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	放水路の区域の位置	六 別表第一の二の項の放水路の区域の位置に該当する対象事業	七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)
湖沼水位調節施設の新設に湖沼開発区域に該当する対象事業	湖沼開発区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	放水路の区域の位置	六 別表第一の二の項の放水路の区域の位置に該当する対象事業	七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)	本線路施設区域(別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業)

八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	十 別表第一の四の項に該当する対象事業	十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ
軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ	軌道の長さ

十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業	十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	十四 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	十五 別表第一の五の項のウに該当する対象事業	十六 別表第一の五の項のエに該当する対象事業	十七 別表第一の六の項に該当する対象事業	十八 別表第一の六の項に該当する対象事業	十九 別表第一の六の項に該当する対象事業	二十 別表第一の六の項に該当する対象事業
ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置	ダム、貯水区域の位置

十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	十四 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	十五 別表第一の五の項のウに該当する対象事業	十六 別表第一の五の項のエに該当する対象事業	十七 別表第一の六の項に該当する対象事業	十八 別表第一の六の項に該当する対象事業	十九 別表第一の六の項に該当する対象事業	二十 別表第一の六の項に該当する対象事業	二十一 別表第一の六の項に該当する対象事業
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力

<p>別表第三(第十八条関係) 対象事業の区事業の諸元</p>	<p>二十九 別表第施行区域の 一の八の項か位置 から十二の項ま でに該当する 対象事業</p>	<p>二十 別表第造成に係る 一の十三の項土地の位置 に該当する対 象事業</p>	<p>十八 別表第理立干拓区 一の七の項に域の位置 該当する対象 事業</p>	<p>廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律施行令 (昭和四十六 年政令第三 百号)第七 条第十四号 イに規定す る産業廃棄 物の最終処 分場、同号 ロに規定す る産業廃棄 物の最終処 場の最終処 場又は一 般廃棄物若 しくは同号 ハに規定す る産業廃棄 物の最終処 場の別</p>
<p>別表第一 一の項のト</p>	<p>道路の長さ 道路の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。</p>	<p>道路の長さ 道路の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。</p>	<p>道路の長さ 道路の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。</p>	<p>一の項のイ からへまでに 該当する対象 事業 道路の長さ 道路の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 対象事業実 施区域の位 置 上離れた区域が新たに 対象事業実施区域とな らないこと。 車線の数 車線の数が増加しない こと。 設計速度 設計速度が増加しない こと。 盛土、切盛土、切土、トンネ ル、トンネル、橋若しくは高架又 はその他の構造の別が くは高架又連続した千メートル以 はその他の上の区間において変更 構造の別 しないこと。 高速自動車変更前のインターチェ 国道と交通シ等区域から五百 の用に供すメートル以上離れた区 る施設を連続が新たにインター 結させるたチェンジ等区域となら めの高速度ないこと。 自動車国道の 施設その他 道路と交通 の用に供す る施設を連 結させるた めの施設で 当該高速自 動車国道の 施設に準ず る規模を有 するものを 設置する区 域(以下 「インター チェンジ等 区域」とい う。)の位 置 林道の長さ 林道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。</p>
<p>別表第一 一の項のタ</p>	<p>湖沼開発区 域の位置 新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底 の区域にあつては、水 平投影面積)が変更前 の湖沼開発面積の十 パーセント未満であるこ と。</p>	<p>湖沼開発区 域の位置 新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底 の区域にあつては、水 平投影面積)が変更前 の湖沼開発面積の十 パーセント未満であるこ と。</p>	<p>湖沼開発区 域の位置 新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底 の区域にあつては、水 平投影面積)が変更前 の湖沼開発面積の十 パーセント未満であるこ と。</p>	<p>に該当する対 象事業 対象事業実 施区域の位 置 変更前の対象事業実施 区域から二百メートル 以上離れた区域が新た に対象事業実施区域と ならないこと。 林道の設計の基礎とな る自動車速度が増加 しないこと。 トンネル又は長さ二 は橋を設置十メートル以上である する区域の 橋の設置(移設に該当 するものを除く。)を 新たにに行い、又は行わ ないこととするもので ないこと。 貯水区域の 位置 新たに貯水区域となる 部分の面積が変更前の 貯水面積の十パーセン ト未満であること。 コンクリー トダム又は フィルダム の別 対象事業実 施区域の位 置 変更前の対象事業実施 区域から五百メートル 以上離れた区域が新た に対象事業実施区域と ならないこと。 四 別表第一 一の項のヘ 位置 新たに湖沼開発区域と なる部分の面積が変更前 の湖沼開発面積の十パー セント未満であるこ と。 対象事業 固定堰又は 可動堰の別 堰の位置 堰の両端のいずれか が五百メートル以上移 動しないこと。 五 別表第一 一の項のタ 湖沼開発区 域の位置 新たに湖沼開発区域と なる部分の面積(水底 の区域にあつては、水 平投影面積)が変更前 の湖沼開発面積の十 パーセント未満であるこ と。 対象事業</p>
<p>別表第一 一の項のホ</p>	<p>本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。 本線路の増設がないこ と。 鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度 の最高速度二十キロメートル毎時 を超えて増加しないこ と。 運行される列車の本数 が十パーセント以上増 加せず、又は一日当た り十本を超えて増加し ないこと。 盛土、切盛土、切土、トンネ ル、トンネル若しくは地下、橋若し くは高架又はその他の 地下、橋若しくは連続した千 しくは高架メートル以上の区間に 又はその他において変更しないこ の構造の別と。 車庫又は車庫又は車庫検査修繕 両検査修繕施設の区域の面積が十 施設の区域ヘクタール以上増加し ないこと。 鉄道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。</p>	<p>本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。 本線路の増設がないこ と。 鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度 の最高速度二十キロメートル毎時 を超えて増加しないこ と。 運行される列車の本数 が十パーセント以上増 加せず、又は一日当た り十本を超えて増加し ないこと。 盛土、切盛土、切土、トンネ ル、トンネル若しくは地下、橋若し くは高架又はその他の 地下、橋若しくは連続した千 しくは高架メートル以上の区間に 又はその他において変更しないこ の構造の別と。 車庫又は車庫又は車庫検査修繕 両検査修繕施設の区域の面積が十 施設の区域ヘクタール以上増加し ないこと。 鉄道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。</p>	<p>本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。 本線路の増設がないこ と。 鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度 の最高速度二十キロメートル毎時 を超えて増加しないこ と。 運行される列車の本数 が十パーセント以上増 加せず、又は一日当た り十本を超えて増加し ないこと。 盛土、切盛土、切土、トンネ ル、トンネル若しくは地下、橋若し くは高架又はその他の 地下、橋若しくは連続した千 しくは高架メートル以上の区間に 又はその他において変更しないこ の構造の別と。 車庫又は車庫又は車庫検査修繕 両検査修繕施設の区域の面積が十 施設の区域ヘクタール以上増加し ないこと。 鉄道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。</p>	<p>六 別表第一 一の項のレ に該当する対 象事業 放水路の区 域の位置 新たに放水路の区域と なる部分の面積が変更 前の当該区域の面積の 十パーセント未満であ ること。 七 別表第一 一の項のイ からニまでに 該当する対象 事業 鉄道の長さ 鉄道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から三百メートル以 上離れた区域が新たに 本線路施設区域となら ないこと。 本線路の数 本線路の増設がないこ と。 鉄道施設の設計の基礎 となる列車の最高速度 の最高速度二十キロメートル毎時 を超えて増加しないこ と。 運行される列車の本数 が十パーセント以上増 加せず、又は一日当た り十本を超えて増加し ないこと。 盛土、切盛土、切土、トンネ ル、トンネル若しくは地下、橋若し くは高架又はその他の 地下、橋若しくは連続した千 しくは高架メートル以上の区間に 又はその他において変更しないこ の構造の別と。 車庫又は車庫又は車庫検査修繕 両検査修繕施設の区域の面積が十 施設の区域ヘクタール以上増加し ないこと。 鉄道の長さが十パーセ ント以上増加しないこ と。 本線路施設 区域の位置 変更前の本線路施設区 域から百メートル以上 離れた区域が新たに本 線路施設区域となら ないこと。</p>

九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
本線路の数	本線路の増設がないこと。	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
運行される地上の部分において、車両の本数が十パーセント以上増	運行される地上の部分において、車両の本数が十パーセント以上増	運行される地上の部分において、車両の本数が十パーセント以上増

十 別表第一の四の項に該当する対象事業	飛行場及びその施設の位置	飛行場及びその施設の位置が新たに飛行場及びその施設の位置となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
車庫又は車庫検査修繕施設の区域	車庫又は車庫検査修繕施設の区域	車庫又は車庫検査修繕施設の区域が新たに車庫又は車庫検査修繕施設の区域となる部分の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
	変更新前の飛行場周辺区域	変更新前の飛行場周辺区域における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から五百メートル以上離れた陸地が新たに飛行場周辺区域とならないこと。

十一 別表第一の五の項の発電設備の出力	ダム又はコンクリートダム	ダム又はコンクリートダムの出力が十パーセント以上増加しないこと。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
十二 別表第一の五の項の発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

十三 別表第一の五の項の発電設備の出力	燃料の種類	燃料の種類
	冷却方式	冷却方式
十四 別表第一の五の項の発電設備の出力	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
十五 別表第一の五の項の発電設備の出力	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先	温排水の排出先が水中の位置
十六 別表第一の五の項の発電設備の出力	放水口の位置	放水口の位置が百メートル以上移動しないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
十七 別表第一の五の項の発電設備の出力	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

